

2019 年 9 月

お客様各位

消費税増税に伴うガス料金等改定のお知らせ

謹啓 平素は弊社のLPガスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

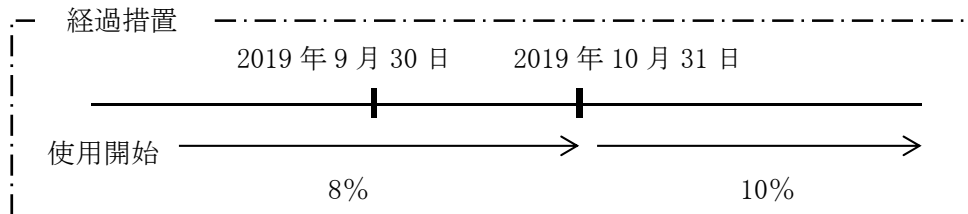
さて、ご存知のとおり本年 10 月 1 日より、消費税等の税率が 8%から 10%に引き上げられます。ガス料金につきましては消費税の改定に関する経過措置により 2019 年 11 月検針分より 10%の適用となります。2019 年 9 月 30 日以前より継続利用しているお客様の 10 月検針分につきましては 8%が適用されます。

また警報器等のリース料金につきましては 10 月分より 10%の適用となります。(安心リースを除く) 何卒ご理解の程お願いいたします。

謹白

※消費税率の改定に関する経過措置は、「2019 年 9 月 30 日以前から継続して供給しているガスに係る料金で、2019 年 10 月 1 日から 2019 年 10 月 31 日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するもの」に適用されます。この場合の料金には、2019 年 10 月 1 日の引上げ前の消費税率が適用されます。ご不明な点等ございましたら下記連絡先へお願いします。

以上



広島ガス東部株式会社
本 社 : 082-283-8883
熊野支店 : 082-854-0257